

静岡県告示第169号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づく一級河川大井川水系中流七曲りブロック河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。

なお、一級河川大井川水系中流七曲りブロック河川整備計画は、令和元年7月19日から静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月19日

静岡県知事 川 勝 平 太